

京阪電車ポイント還元サービス利用規約【新旧対照表】
【2026年3月7日より適用】

改 定	現 行
<p>⑨ 京阪電車ポイント還元サービス利用規約</p> <p style="text-align: right;">2020. 11. 20 制定 2023. 3. 22 改定 2025. 12. 2 改定 2025. 12. 29 改定 <u>2026. 3. 7 改定</u></p> <p>(目的) 第1条 〳 (現行どおり) (管轄裁判所) 第21条 本サービスに関連して、利用者と当社との間で紛争が生じた場合には、利用者と当社において誠意をもって協議し解決する。 2 協議しても解決しない場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とする。</p> <p>(規約の有効期間) 第22条 本規約は、<u>2026年3月7日</u>より効力を有する。</p> <p>附 則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕 〳 (現行どおり) 別表3 利用情報等の登録変更申込書 別表4 当社が定める公的証明書等とは</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転免許証・パスポート・身体障害者手帳(写真付)・療育手帳(写真付)・精神障害者保健福祉手帳(写真付)・<u>マイナンバーカード(写真付)・学生証(写真付)・外国人登録証明書(在留カードまたは特別永住者証明書)・社員証(写真付)・資格確認書および発行日付から3か月以内の公共料金請求書か領収書または住民票の写し(コピーではない)・運転経歴証明書</u> 公共料金…電気、電話(携帯電話含む)、ガス、水道、NHKをいう。</p> </div>	<p>⑨ 京阪電車ポイント還元サービス利用規約</p> <p style="text-align: right;">2020. 11. 20 制定 2023. 3. 22 改定 2025. 12. 2 改定 2025. 12. 29 改定</p> <p>(目的) 第1条 〳 (省 略) (管轄裁判所) 第21条 本サービスに関連して、利用者と当社との間で紛争が生じた場合には、利用者と当社において誠意をもって協議し解決する。 2 協議しても解決しない場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とする。</p> <p>(規約の有効期間) 第22条 本規約は、<u>2025年12月29日</u>より効力を有する。</p> <p>附 則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕 〳 (省 略) 別表3 利用情報等の登録変更申込書 別表4 当社が定める公的証明書等とは</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転免許証・パスポート・身体障害者手帳(写真付)・療育手帳(写真付)・精神障害者保健福祉手帳(写真付)・<u>資格確認書・外国人登録証明書(在留カードまたは特別永住者証明書)・学生証(写真付)・社員証(写真付)・運転経歴証明書・マイナンバーカード(写真付)。</u> <u>資格確認書の場合は、公共料金請求書(または領収書)の原本(発行日付から3ヶ月以内のもの)を併せてご用意ください。</u> 公共料金…電気、電話(携帯電話含む)、ガス、水道、NHKをいう。</p> </div>

* 下線部が改定箇所。